いじめ問題に関する研究 報告書

平成 26 年 2 月

東京都教職員研修センター

はじめに

近年、いじめにより自らの命を絶つという取り返しのつかない事態が発生しており、文部科学省をはじめ、様々な機関等が対策を講じています。いじめ問題は、これまでも繰り返し大きな社会問題となってきました。東京都教育委員会でも平成 25 年7月に改めていじめの実態調査を行うとともに、区市町村教育委員会との連携を図り、いじめ問題に対応しているところです。

国においては、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)の対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成 25 年6月に「いじめ防止対策推進法」を制定し、10 月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。東京都教育委員会では、平成 24 年度から、学識経験者等からなる専門家会議の設置や警察等の関係諸機関との連携をはじめ、全組織の力を結集していじめの総合対策に取り組んでおります。

このような状況の中で、東京都教職員研修センターでは、いじめの総合対策の一つに位置付けられた研究として、平成 24 年 10 月から「いじめ問題に関する研究」を進めてまいりました。この研究については、当センターの前身である東京都立教育研究所においても行っておりますが、本研究では、「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるものである」という考え方の下に、全ての学校の、全ての教員が実践できる対応策を模索した研究を目指しました。

今回は、調査研究として、いじめに関する意識調査を児童・生徒、教員、保護者、都民(地域関係者)、関係諸機関の職員約 14,000 人を対象に実施し、結果の分析を行うとともに、事例研究として、過去に深刻な事態に至った裁判事例の分析、学校の管理職等への聞き取り調査及び臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査の分析を行いました。そして、これらの調査・分析から得られた成果を本研究報告書にまとめるとともに、総合的な対策を検討する「いじめに関する専門家会議」につなげていきました。

いじめは、絶対に許されない人権侵害です。教職員、保護者をはじめ、児童・生徒を取り巻く多くの大人が協力し合い、いじめ問題に対応する力を高める努力が一層必要です。これまで以上に、学校・家庭・地域、そして関係諸機関を含め、互いに子供の様子について情報交換を行うなどの連携を密にしていく必要があり、その組織づくりは早急に進めていかねばなりません。

各教育委員会や学校におかれましては、本報告書に掲載している研究内容等を通じていじめ問題についての正しい理解と認識を深め、学校におけるいじめ問題の解決に向けた取組や教育活動を推進する上で御活用いただければ幸いです。

結びに、本研究の推進に当たり、丁寧に御指導・御助言をいただきました学識経験者の方々をはじめ、関係教育委員会、研究協力校の先生方、東京臨床心理士会の臨床心理士の方々、多くの御示唆や御助言を賜りました推進本部会議委員の方々に御礼を申し上げます。

平成 26 年 2 月

東京都教職員研修センター所長 高野 敬三

目 次

はじめに	
報告書の	概要
第1章	研究概要
1 2 3	いじめ問題に関する研究の背景 · · · · · · · · 6 研究構想図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(2) 事例研究 ······10
第 2 章	いじめ問題について
1 2	いじめの定義 ·············12 いじめの構造 ········13
3	いじめの早期発見・早期対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・14
4	いじめ防止対策推進法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 6	いじめの防止等のための基本的な方針について ・・・・・・・・・16 いじめ発見から解決までの流れ(例) ・・・・・・・・・・・・・17
第3章	調査研究
1	調査研究の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2	児童・生徒のいじめに関する意識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3	いじめられた経験の有無とそのときの気持ちについて ・・・・・・23
4 5	相談の経験について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24 いじめられた経験といじめた経験の関係等について ・・・・・・25
6	いじめられた程線といじめた程線の関係等について ・・・・・・・・・・・25
7	いじめの経験と自尊感情との関連等について ・・・・・・・・・27
8	インターネットや携帯電話等といじめとの関連について・・・・・28
9	いじめ防止・解決のために取り組もうと思うことについて ・・・29
10	調査研究のまとめと提案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第4章	事例研究
1	事例研究の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32 事例研究の内容
2	いじめの事例分析
	(1)深刻な事態に至った事例 ・・・・・・・・・・・・・・・34
	(2)都内公立学校(管理職)からの聞き取りの事例 ・・・・39
3	臨床心理士による聞き取り調査の分析
	(1)いじめられた経験の相談について ・・・・・・・・・・・・42
	(2)いじめられた経験を相談しなかった事例 ・・・・・・・・43
	(3)いじめた経験の事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・44
	(4)いじめを見た経験の事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・44
4	事例研究のまとめと提案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第 5 章 ₁	研究のまとめ いじめ問題への対応における課題及びいじめが深刻化した原因、
_	課題に対する解決策
	(1) 子供の意識など ·······48
	(2) 教員の対応力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
	(3) 学校体制の整備と関係機関との連携 ・・・・・・・・50
2	
۷	

第6章 資料

報告書の概要

東京都教育委員会では、年3回の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」の実施 や指導資料の作成・配布、スクールカウンセラーの配置の拡大等のいじめ問題 に対する取組を行ってきた。

平成24年9月には「いじめ」をはじめとする児童・生徒の問題行動等への対応の一層の充実を図るため、健全育成緊急対策本部を立ち上げ、関係機関を含めた総合的な施策を企画・立案し、緊急アピールの発出等、様々な取組を実施した。その一環として、教育庁指導部を中心に、学識経験者等からなる専門家会議の設置や警察等の関係諸機関との連携をはじめ、全組織の力を結集していじめの総合対策に取り組んでいる。

本研究はその一つに位置付けられ、平成24年10月から「いじめ問題に関する研究」として進めてきた。研究を進めるに当たっては、研究の進捗状況などを、学識経験者等から構成される「いじめ問題に関する研究」推進本部会議にて報告し、その方向性や内容について指導・助言を受けてきた。

本報告書は、平成24年10月から平成25年8月まで取り組んできた「いじめ問題に関する研究」の調査研究、事例研究の中から、いじめ問題への対応における課題及びいじめが深刻化した原因に焦点を当ててまとめた。

とりわけ、いじめを受けても子供は相談できないことが多いという実態や、 学校全体のいじめに対する認識の低さなどが明らかになったことを受けて、い じめの兆候を学校が見逃している事例を分析し、子供の意識、教員の対応力、 学校体制の3点から課題をまとめ、問題解決のための方策を提案した。

本報告書は、第1章で研究概要の説明、第2章でいじめの定義や構造などの基本的事項の紹介、第3章で調査研究、第4章で事例研究の結果の報告、第5章では調査研究、事例研究で得た結果を基に、研究のまとめを行った。

第1章 研究概要

第2章 いじめ問題について

第3章 調査研究

第4章 事例研究

第5章 研究のまとめ

第6章 資料